

税の申告はお早めに

2月18日から3月17日まで

税務課

平成19年分所得税の確定申告および平成20年度町県民税の申告相談が始まります。
例年、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませましょう。
なお、住宅借入金等特別控除および医療費などの還付申告書は2月18日(月)以前でも提出することができます。

所得税確定申告および町県民税の申告受付相談日(●印は相談日)

【受付時間】 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)

なお、各日午前8時30分から整理券を配付しますが、混雑状況によっては受付終了時間前に受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

月	日	曜日	税務課職員			月	日	曜日	税務課職員	税務署員
			役場	松枝公民館	総合会館				役場	役場 第1会議室(2階) (午前9時30分～午後4時)
2	18	月			●	3	3	月	●	● 所得税
	19	火			● 受付3時まで		4	火	●	● 所得税 ● 資産税
	20	水		●			5	水	●	● 所得税
	21	木		●			6	木	●	
	22	金		● 受付3時まで			7	金	●	
	25	月	●				10	月	●	
	26	火	●				11	火	●	
	27	水	●				12	水	●	
	28	木	●				13	木	●	
29	金	●			14	金	●			
					17	月	● 受付4時まで			

※今年、役場住民課前ロビーでの申告受付は2月25日(月)からです。22日以前は役場税務課窓口で申告受付を行いませんのでご注意ください。

※土地建物や株式などの譲渡所得・贈与税の申告受付・相談は、3月4日(火)税務署員による出張申告受付相談をご利用いただくか、岐阜南税務署の確定申告会場(マーサ21)をご利用ください。

※町の申告会場は大変混み合います。所得税の確定申告は、国税庁のホームページで申告書を作成できます。パソコンをお持ちのかたは、ぜひご利用ください。 ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

●岐阜南税務署の確定申告会場 ※会場の混雑状況によって、受付を早めに終了する場合があります

会場	開設期間	開設時間
マーサ21 岐阜市正木1599-1 (岐阜北税務署と合同開設)	2月12日(火)～3月17日(月) (昨年と開設期間が変わりました。)	午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く。)

※この期間中、税務署では申告相談は行ないませんので注意してください。

◇なお、確定申告期間中は、平日(月～金曜日)以外でも2月24日(日)・3月2日(日)の2日間に限り、マーサ21で確定申告の相談、申告書の受付を行います。 【開設時間】 午前9時～午後5時

◎税務署による笠松町出張申告受付相談日

月	日	曜日	申告受付・相談内容	会場・時間
2	7	木	所得税(還付申告のみ:住宅借入金等特別控除など)・贈与税	中央公民館 集会室 午前9時30分～午後3時30分
3	3	月	所得税(事業所得など)、消費税	笠松町役場 第1会議室(2階) 午前9時30分～午後4時
	4	火	所得税(事業所得、土地や株式など譲渡所得)・贈与税	
	5	水	所得税(事業所得など)、消費税	

◎所得税の確定申告書は、電子申告(e-Tax)が便利です。ぜひご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>